

浦安市選挙管理委員会傍聴規程

(目的)

第1条 この規程は、浦安市選挙管理委員会(以下、「委員会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることにより、委員会運営における公開性の向上を図り、公正な行政の推進に資することを目的とする。

(委員会の公開)

第2条 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、委員会が審議内容を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると決定した場合には、当該委員会を公開しないことができる。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)の受付は、委員会の開会時刻の15分前から行う。ただし、これにより難しい場合は、別に浦安市選挙管理委員会委員長(以下、「委員長」という。)が定める時刻から行う。

2 傍聴の受付場所は、委員会室の入り口の前とする。

3 傍聴人は、受付であらかじめ氏名及び住所を記載して委員長に申請し、許可を得なければならない。

(傍聴人の数)

第4条 傍聴人の数は、5人以内とする。

2 傍聴人が前項の人数を超えたときは、委員長がくじで定める。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者から傍聴を求められた場合において、委員長が必要と認めるときは、傍聴人の数を変更し、当該者を傍聴させることができる。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加え、又は会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、拡声器の類を携帯している者
- (4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用している者
- (5) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人が傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(撮影及び録音等の制限)

第8条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録画、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、委員長が許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときには、速やかに退室しなければならない。

- (1) 委員長が非公開の会議であることを宣告したとき。
- (2) 傍聴人がこの規程に違反し、委員長が退室を命じたとき。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。